

第1回協議会（勉強会）の概要について

- 1 日時
平成24年4月12日（木）17:15～17:45
- 2 出席者
○平田静太郎委員長
○藤岡庄司委員長職務代理
○松村佳子委員
○花山院弘匡委員
○佐藤進委員
○富岡将人教育長
- 3 第1回テーマ
「大阪府の教育行政基本条例と奈良県の方向性について」
- 4 協議内容
 - 教育長から、大阪府教育行政基本条例が施行されたことを受けて、その内容について、この条例では教育振興基本計画は知事が教育委員会と協議して案を作成することにしており、議会の議決を得ることとなっている旨を説明し、委員から知事が教育目標を決めることについて質疑があった。これに対して、教育長が、過日の新聞社からのアンケートで、本県としては首長が目標を決めることの是非についてはどちらとも言えないと回答したことや、知事及び知事部局と教育委員会及び教育委員会事務局とが連携して、県の「主な政策集」に具体的に教育の目指す姿や目標を示している状況を説明した。
 - 併せて、教育長から、大阪府の教育に関する条例の基本的な考え方とその背景について説明があり、委員から、本県の考え方について質疑があった。これに対して教育長が、学校を良くするための方法として、1つは消費者主権・市場メカニズム・競争原理の考え方、もう1つは地域住民・保護者等が参画した民主的コントロールにより学校を運営する考え方があるが、本県としては、消費者主権等の考え方の究極の姿である学校選択制は特に県中南部で1町村1小学校1中学校があることから、現実的には難しく、民主的コントロールによる学校運営が優先されるべきであるとし、また、この究極の姿はコミュニティ・スクールの形になる旨を説明した。
さらに、本県の課題解決に向けては、学校だけでなく家庭・地域と連携することが重要になっており、地域の教育力の向上を目指した取組を進めており、一層この取組を重点的に進めていくことが重要であると説明した。
 - 委員から、大阪府の学校選択制に関する質問に対して、教育長が、改めて、南部に過疎を抱える本県では、学校選択制の導入は難しいことや、地域の教育力との結びつきも弱くなることや、また大阪府主催のタウンミーティングで学校選択制について説明された時、現実の導入の難しさに参加者から失望の声があったことを紹介した。
 - 次回は、教育委員会制度や教育基本法等についての理解を深めた上で、大阪府の教育に関する条例と本県の方向性について、さらに議論し、より深く理解していこうと合意された。